原議保存期間	1年（令和4年3月31日まで）
有効期間	二種（令和4年3月31日まで）

警視庁刑事部長
各道府県警察本部長　殿
（参考送付）
庁内関係各課長
各管区警察局広域調整担当部長
各方面本部長

警察庁丁刑企発第40号
令和２年４月14日
警察庁刑事局刑事企画課長

取調べ等における新型コロナウイルス感染症の感染防止措置の徹底について（通達）

捜査活動における新型コロナウイルス感染症の感染防止措置については、「捜査活動における捜査員の感染防止の徹底等について（通達）」（令和２年２年21日付け警察庁丁刑企発第12号）において、必要に応じ、被疑者等に対し、発熱、せき等の症状の有無等を確認した上、マスクを積極的に着用させるよう指示しているところであるが、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止のための更なる取組について（通達）」（令和２年４月10日付け警察庁丙企画発第10号ほか）において示されたとおり、昨今の事態の推移は、警察における新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止のための取組が一層強く求められる情勢となっている。そこで、被疑者取調べ等を契機とする感染拡大の防止を更に徹底する見地から、改めて下記の点に留意の上、必要な感染防止措置を徹底されたい。

なお、本通達については、警察庁長官官房総務課取調べ監督指導室と協議済みである。

記

１　「３つの密」の回避

取調べ室や引き当たり捜査時の車両内は、いわゆる「３つの密」のうち、密閉空間、密接場面の要件を満たした空間に該当しうるところ、逃走防止、秘密の保持に配意するなど、捜査に支障のない範囲で取調べ室の扉や車両の窓を開放したり、適宜の休憩をとって換気するなど、できる限り密閉空間、密接場面の状態が解消されるよう努めること。

２　マスクの積極的な着用

(1)　上記１によってもなお、被疑者との会話による感染リスクは否定できないことから、捜査員に積極的にマスクを着用させること。

また、被疑者に対しても、所携のマスクを積極的に着用するよう促すこと。

(2)　被疑者がマスクを所持していない場合には、被疑者にマスクを交付し着用を

促す必要性と所属における保管の状況について、捜査員が独断することなく、捜査幹部の指示を受けるなど組織的に検討した上で、マスクを感染防止措置として被疑者に交付し、着用を促すよう努めること。

なお、このような検討を経て取調べ時における感染防止対策のために被疑者にマスクを交付しその場で着用させる行為は、現下の新型コロナウイルス感染症をめぐる情勢に鑑みれば、当事者及び広く社会一般の健康保持上必要な対応であって、一部の被疑者に対してのみ行う特別な取扱いと認められないことから、便宜供与に当たらないと解される。

3　取調べ室等の消毒措置の徹底

被疑者が新型コロナウイルス感染症に感染していたことが後に判明した場合であっても、その感染の影響範囲を限定し、感染拡大を防止することが重要であることから、取り調べたり引き当たり捜査するなどした被疑者が体調不良を訴え、現に発熱などの症状が見られたり、感染者との関係がうかがわれるなど新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合には、速やかに使用した取調べ室や車両等の消毒措置を徹底すること。

消毒措置の実施については、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための警察施設における消毒措置の実施について（通達）」（令和２年２月21日付け警察庁丁給厚発第118号）を参照すること。